

# 水道料金・下水道使用料等が変わります

## 消費税率（国・地方）が引き上げられます

「社会保障と税の一体改革」の一環として、消費税法の一部が改正され、消費税率が平成26年4月1日に5%から8%（国税分6.3%・地方分1.7%）に引き上げられることに伴い、水道料金や下水道使用料等を次のように改定します。

社会保障と税の一体改革では、消費税率の引き上げによる増収分を含む消費税率（国・地方、現行の地方消費税率を除く）のすべてが社会保障の財源として充てられます。財源が安定して確保されることで社会保障を充実・安定化させることができるようになります。

### 水道料金の改定（平成26年6月請求分から）

#### ■ 基本料金（1カ月）

用途	水量	現行（旧税率）	改定後（新税率）
一般用	使用水量 10m <sup>3</sup> まで	2,100円	2,160円
団体用		2,100円	2,160円
営業用		2,100円	2,160円
工場用	契約水量 1m <sup>3</sup> につき	30円/日	31円/日

#### ■ 従量料金

用途	水量	現行（旧税率）	改定後（新税率）
一般用	基本水量を超える水量 1m <sup>3</sup> につき	210円	216円
団体用		210円	216円
営業用		210円	216円
工場用	1m <sup>3</sup> につき	35円/日	36円/日

#### ■ メーター使用料（1カ月につき）

口径	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	75mm	100mm
現行	90円	120円	150円	170円	250円	1,700円	2,400円	2,400円
改定後	92円	123円	154円	174円	257円	1,748円	2,468円	2,468円

#### ※経過措置による水道料金

- 平成26年4月検針分（4月17日以降に検針を開始）  
水道料金の納付は 口座振替の場合 5月25日  
納付書による場合 5月31日  
この場合は、旧税率を適用し、現行料金での請求となります。
- 平成26年5月検針分（5月17日以降に検針を開始）  
水道料金の納付は 口座振替の場合 6月25日  
納付書による場合 6月30日  
この場合は、新税率が適用され、改定後の料金での請求となります。



#### ※口径20mmで1カ月30m<sup>3</sup>使用した場合の水道料金は

基本料金＋従量料金＋メーター使用料

現行 2,100円＋4,200円＋120円＝6,420円

改定後 2,160円＋4,320円＋123円＝6,603円 183円の増

#### ■ 水道加入金

口径	現行	改定後
20mm	157,500円	162,000円
25mm	220,500円	226,800円
30mm	451,500円	464,400円
40mm	661,500円	680,400円
50mm	1,260,000円	1,296,000円
75mm	3,402,000円	3,499,200円
100mm	その都度市長が定める。	

#### ■ 給水装置工事関係

種類	現行	改定後
設計審査手数料	1,050円	1,080円
工事検査手数料	1,050円	1,080円
事業者指定申請手数料	10,500円	10,800円

#### 【問い合わせ】

水道課（泉配水場）TEL0299-55-1108

#### 水道のお支払いは、便利な口座振替で

水道料金のお支払いは、口座振替が便利です（手数料無料）。

納め忘れの心配がなく、忙しい人などに特にお勧めです。振替日は毎月25日です。

◎口座振替取り扱い金融機関（預金通帳と取引印鑑、使用水量のお知らせ等を持参）

市内の常陽銀行、筑波銀行、水戸信用金庫、佐原信用金庫、なめがた農業協同組合、ゆうちょ銀行（郵便局）

## 下水道使用料等の改定

消費税および地方消費税の税率改正に伴い、平成26年4月1日から下水道使用料等（公共下水道使用料、農業集落排水施設使用料、戸別浄化槽使用料）が変わります。

変更点は、次の2点です。

1. 下水道使用料等に係る消費税および地方消費税の税率が、5%から8%になります。

2. 公共下水道使用料（玉造）、農業集落排水施設使用料の算定における端数処理が、10円未満切り捨てから1円未満切り捨てになります。

今回の改正は、消費税および地方消費税の税率改正に伴うものであり、使用料単価の改定ではありません。

問 下水道課（玉造庁舎）  
☎0299・55・0111

消費税率（国・地方）の引き上げに当たって事業者の方々が円滑かつ適正に転嫁できるよう、転嫁、広告・宣伝、価格表示、便乗値上げ等に関する相談窓口を設置しています。

ご相談がある方は、左記の相談窓口にお問い合わせください。

消費税価格転嫁等総合相談センター

専用ダイヤル0570（200）123

平日午前9時～午後5時（平成26年3月4日は土曜日も受付）

## 貯水槽水道等の適正な管理をお願いします

水道法の規制対象とならない「小規模水道」や「小簡易専用水道」の衛生対策に係る事務については県知事から市長へ移管されます。

このため、「行方市安全な飲料水の確保に関する条例」により、平成26年4月1日以降における貯水槽水道の新規届出や定期の水質検査の結果等については市へ提出願います。

### 水道施設

水道施設は、給水人口や受水槽の有効容量等により、専用水道、貯水槽水道（簡易専用水道・小簡易専用水道）、小規模水道、飲用井戸に分類されます。設置者は、該当する水道施設の管理基準に基づいて、適正な維持管理を行ってください。

### 簡易専用水道（水道法による）

行方市水道事業から受水し、受水槽の有効容量が10立方メートル超の施設

### 小簡易専用水道（市条例による）

行方市水道事業から受水し、受水槽の有効容量が10立方メートル以下の施設

### 小規模水道（市条例による）

(1) 50～100人が住む町内等で、共

同で井戸を掘って各家庭に水を供給するもの

(2) 事務所、工場、社会福祉施設等に井戸水を供給するもの

(3) アパート、貸家等の賃貸住宅に井戸水を供給するもの

### 施設管理基準

### 簡易専用水道および小簡易専用水道

簡易専用水道は、水道法施行規則第55条で定める管理の基準に従って、施設の管理を行うとともに、厚生労働大臣の指定を受けた検査機関の定期検査を受ける必要があります。

○設置者の業務は

事項	回数	摘要
水槽の清掃	年1回	専門の清掃業者に委託します
水槽の点検	月1回	水槽のひび割れ、汚水等による汚染、異物の混入はないか
その他の管理	月1回	通気孔等の防虫網、付近の整理整頓、マンホールへの施錠
水の状態	毎日1回	蛇口で水の色・濁り・におい・味などに注意
残留塩素測定	7日に1回	末端給水栓において0.1mg/L以上あるかを測定

小簡易専用水道についても、市条例の規定により右記の業務を行って

ください。

○必要な届出等 新たに施設を設置したときは、布設工事届、管理責任者設置届を提出してください。

### 小規模水道

○設置者の業務は 定期・臨時の水質検査、消毒その他衛生上必要な措置、管理責任者の設置および健康診断（検便）等を行ってください。

○必要な届出等 工事着手前の確認申請、給水開始前の届出等を提出してください。

### 飲用井戸

個人などで設置、使用している飲用井戸については自己責任により管理するものですが、安全を期すため、定期的水質検査の実施、飲用に適さない場合の報告等を行ってください。また、飲用開始前には必ず水質検査を行ってください。

### 貯水槽水道・小規模水道設置者に対する指導等

施設の管理が管理基準通り行われないう、定期検査を受けていない等問題がある場合は、飲料水の安全確保を図るために、改善の指示、給水停止措置、立入検査を行います。また、指示等が改善されないときは、罰則が適用されます。

### 問

環境課（飲用井戸・小規模水道）

☎02991・35・2111

水道課（貯水槽水道）

☎02999・55・1108